外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である河田正人が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年五月十四日

東京都目黒区柿の木坂二丁目三〇番七号

BDT Invest LLP

日本における代表者　河田　正人

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である川上陽一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十四年五月十四日

東京都世田谷区玉川一丁目八番八号

シーズエッグ・コーポレーション

日本における代表者　川上　陽一

限定承認公告

本籍新潟県柏崎市高柳町門出三〇三番地、最後の住所新潟県柏崎市高柳町門出三〇三番地

被相続人　亡　矢代多希雄

右被相続人は平成二十四年一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十四年四月二十五日新潟家庭裁判所長岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十四日

東京都江戸川区松江二丁目一八番一八号ラ イオンズマンション松江親水公園二〇一

限定承認者　逸見　昭子

限定承認公告

本籍兵庫県姫路市坂田町一〇八番地、最後の住所神奈川県逗子市久木八丁目二二番三九号

被相続人　亡　野田　忠昭

右被相続人は平成二十四年一月二十四日死亡しその相続人は平成二十四年五月七日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十四日

神奈川県逗子市久木八丁目二二番三九号

相続財産管理人　野田　遙

東京都中央区銀座四丁目一〇番一六号シグマ銀座ファーストビル二階堂野法律事務所

右代理人弁護士　堂野　達之

限定承認公告

本籍富山県射水市放生津町一一一四番地、最後の住所富山県射水市片口一八番地一七

被相続人　亡　吉田　智也

右被相続人は平成二十四年三月十五日頃死亡し、その相続人は平成二十四年五月一日富山家庭裁判所高岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十四日

富山県射水市片口一八番地一七

相続財産管理人　吉田　恵

限定承認公告

本籍広島県廿日市市永原一〇〇番地一六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　弘末　邦夫

右被相続人は平成二十三年十二月二十三日死亡し、その相続人は平成二十四年四月二十五日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十四日

広島市中区八丁堀六番三号八階

相続財産管理人三山愛

右代理人弁護士　小森　暢之

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金二億二千六百万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年一月十一日付官報の号外第六号九十二頁に掲載されています。

平成二十四年五月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

赤坂氷川町キャピタル特定目的会社

取締役　鄭　武壽

訂正公告

平成二十四年四月二十五日（号外第九十五号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、④中の廃止した従たる事務所の住所「北海道札幌市中央区北二条四丁目１番地１　日本生命札幌ビル」とあるは「北海道札幌市中央区北二条四丁目１番地１　日本生命札幌ビル」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年五月十四日

東京都品川区東五反田二丁目一〇番二号

JA三井リース株式会社

代表取締役　安田　義則

訂正公告

平成二十四年四月六日（号外第八十一号）掲載の左記会社に係る新設分割公告及び決算公告（枠組）中、「藤田組株式会社」とあるは「株式会社藤田組」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十四年五月十四日

富山県氷見市十二町四〇番地一

株式会社藤田組

代表取締役　藤田　良美

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成24年3月30日（号外第七十四号）公布国土交通省令第三十二号（国土交通省組織規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
五七	下	終りから二三	国土交通省第一号	国土交通省令第一号
同日（同号外）公布国土交通省令第三十六号（国土交通省組織規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
六〇	下	一〇～一二	第一三項	第十三項
平成24年4月5日法務省告示第百四十一号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
三			ページ四段終わりから一七行目から一六行目までを削除する。	

平成24年4月1日（号外第六十七号）海上保安庁告示第百五号（航路標識に関する件）（原稿誤り）

一四	二	終りから二	二一五

平成24年4月2日（号外第六十八号）海上保安庁告示第百七十九号（同）（原稿誤り）

一一〇	一	一〇	一一二・五海里　赤光一七・五海里　緑光一八・〇海里

平成24年4月19日（号外第八十七号）海上保安庁告示第百六号（同）（原稿誤り）

六	三	一八	三三
〃	〃	二三	三二

平成24年3月3日（号外第四十四号）海上保安庁告示第六十二号（同）（原稿誤り）

二	二	終りから一〇～	
〃	〃	四 九	東防波堤外端　地頭方港東防波堤外端

平成21年1月28日海上保安庁告示第四十四号（同）（原稿誤り）

七	四	終りから六	四〇　三八

平成21年12月3日海上保安庁告示第三百三十三号（同）（原稿誤り）

六	二	四	三三　二三

平成23年4月27日（号外第八十九号）海上保安庁告示第九十九号（同）（原稿誤り）

四七	三	終りから一二	二一　二〇

平成24年5月8日掲載の福岡家庭裁判所小倉支部に係る平成二十四年（家）第一四五号失踪に関する届出の催告中（原稿誤り）

一五	二	不在者　亀井貴志　昭和16年6月14日生
〃	〃	不在者　亀井貴志　昭和47年1月2日生

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十四日付第一〇五号六　四ページ●同日付政府調達第八九号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部（配送料別）一三六円（本体一三〇円）